

差圧式液化石油ガススタンド等に係る液化石油ガス保安規則及び 一般高圧ガス保安規則の一部改正について

平成 24 年 1 月
原子力安全・保安院
保 安 課

1. 改正の概要

従来のLPガススタンドはポンプ又は圧縮機によりLPガス車に固定した容器にLPガスを充填しているが、平成11年頃から、ポンプ又は圧縮機のないLPガススタンド（以下「差圧式LPガススタンド」という。）が、主に自家用（自動車教習所、物流業等）に普及し始めた。

高圧ガスの製造設備はその能力に応じて必要な手続きが異なるところ、現行の規定において差圧式LPガススタンドの処理設備の処理能力の算定方法が明確ではないことから、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）を改正し、算定方法を明確にする。

また、この算定方法により差圧式LPガススタンドの処理能力を算定すると、30 m³/日未満となるケースがあるが、現行の処理能力が30 m³/日未満の施設に適用される技術上の基準はLPガススタンドを想定しておらず、LPガススタンド特有の、ディスペンサー等の危険性に着目した規制となっていない。したがって、処理能力が30 m³/日未満のLPガススタンドについても、30 m³/日以上LPガススタンドと同様に、ディスペンサーと公道の距離規定等の基準を設ける。

その他、液石則について一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）と整合性をとるための改正も併せて行う。

2. 改正の内容

（1）処理能力の算定方法について

差圧式LPガススタンドの方式には、①プロパン加圧方式、②温水加温式プロパン加圧方式、③蒸発器加圧方式、④バッチ式蒸発器加圧方式、⑤圧縮天然ガス（CNG）加圧方式がある。③及び④の処理能力の算定方法は、これら方式の処理設備の構造が加圧蒸発器付容器と同様であって、蒸発器の能力にかかわらず容器又は貯槽の容量以上の処理を行うことができない構造となっていることから、現在の液石則第2条第15号ホ（ハ）の加圧蒸発器付容器の処理能

力の算定方法が妥当であるため、液石則第2条第15号ホのその他処理設備に新たに加圧蒸発器付貯槽の処理能力を新たに規定することとする。

なお、①、②及び⑤については、処理設備がなく容器間の単なる移充填であることから、移充填と同様に処理能力0（零）と考え、液石則に処理能力の算定方法は規定しない。

（2）差圧式LPガススタンドに係る技術上の基準について

処理能力が30m³/日未満の差圧式LPガススタンドにおいてもLPガススタンド特有のディスペンサーなどに係る技術上の規定を適用することとする。

（3）その他改正

①液石則第71条第2号（取扱主任者の選任）

一般則第73条第2号の規定振りと異なることから、整合性を図る。

②液石則第81条第4項（定期自主検査を行う製造施設等）

第2種製造者について、一般則第83条第3項の規定振りとの整合性を図る。

3. 今後のスケジュール

平成24年1月12日公布・施行。

ただし、差圧式LPガススタンド関係の規定は、平成24年4月1日に施行予定。

（以上）